

# 日本の自治・かわさきの未来



川崎市庁舎

---

2014.11.8(土)  
かわさきの未来を考える  
市民フォーラム  
磯崎初仁(中央大学)

# 1 地方分権の20年と川崎の現在

## ①イギリスと日本ー地方分権が進んでいるのはどっち？

### 【イギリスの地方自治】

・19世紀：地方自治「**黄金の時代**」

例：ブライス「地方自治は民主主義の学校」



・1980年代～：**①大都市圏のカウンティ**(広域自治体)の廃止  
**②行政改革**の押しつけ(民営化、自治体評価)  
**③税財源**の不足

← 背景：ウエストミンスター議会(国会)の絶対性



私の印象：**日本の方が「分権的」！？**

## ②地方分権改革の20年－何が変わったのか

大区分	改革	時期	主な改革
第1期分権改革	第1次分権改革	1995～2000年	①機関委任事務の廃止 ②関与のルール化と係争処理制度
	三位一体改革	2004～2006年	①国庫補助金の整理縮小 ②国から地方への税源移譲 ③地方交付税制度の見直し
第2期分権改革	第2次分権改革	2007～2009年	①法令の義務付け・枠付けの見直し ②都道府県から市町村への権限移譲
	地域主権改革	2009～2012年	①、②上記の継続 ③国と地方の協議の場の法制化
	新・地方分権改革	2013～2014年	①義務付け・枠付け見直し等 ②地方分権改革の総括

## ●分権改革で変わったこと

- ①自治体の**法的な立場(権限)**を明確化  
→ 国と自治体が「対等・協力の関係」に
- ②個別法による**自治体への規制**を一部緩和  
→ 自治体の条例に委任

## ●分権改革で変わらなかったこと

- ①個別法による自治体への規制(**規律密度**)
- ②**税財政**の分権(税源移譲、補助金縮小)
- ③住民や自治体職員・議員の**意識**(国への依存)

→変わったのは**制度**。活用しなければ変化はない。

### ③広がってきた条例づくりー政策法務ってなに？

#### ●地方分権で拡大した権限

①法令解釈権(行政権)

②条例制定権(立法権)

➡ ①はあまり活用していないが、分権の流れの中で  
②を活用しようという動きが広がった

#### ●政策法務=自治体を与えられた権限を活用して、 地域の政策を実現しようとする取組み

- 例:
- ・まちづくり条例
  - ・地域福祉条例
  - ・自治基本条例
  - ・空き家対策条例

## ④日本の政策をリードしてきた先進自治体・かわさき

- 1972年 川崎市公害防止条例施行
- 1977年 環境アセスメント条例施行(全国初)
- 1984年 情報公開制度実施
- 1990年 市民オンブズマン制度実施
- 1996年 外国人市民代表者会議開始
- 2001年 子どもの権利条例施行
- 2002年 人権オンブズパーソン制度創設
- 2005年 川崎市自治基本条例施行
- 2005年 宮前区長に民間人を登用(政令市初)
- 2006年 川崎市区民会議条例施行

(出典) 川崎市『市勢要覧 2014年度』「歴史とあゆみ」

# ⑤自治のルールをつくる！－「自治体の憲法」

## 川崎市自治基本条例の概要

### 第一章 総則

#### 1 目的(第1条)

市民自治の確立

#### 2 位置付け等(第2条)

最高規範性

#### 3 定義(第3条)

市民／参加／協働

#### 4 基本理念(第4条)

市民自治の確立を目指すための基本理念

#### 5 自治運営の基本原則(第5条)

情報共有の原則／参加の原則／協働の原則

### 第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等

#### 1 市民(第6～9条)

- 市民の権利
- 市民の責務
- 事業者の社会的責任
- コミュニティの尊重等

#### 2 議会(第10～12条)

- 議会の設置
- 議会の権限・責務
- 議員の責務

#### 3 市長等(第13～22条)

##### 市長等

- 市長の設置
- 市長等の権限・責務等

##### 行政運営等

- 行政運営の基本等
- 財政運営等
- 評価
- 苦情、不服等に対する措置

##### 区

- 区及び区役所の設置
- 区長の設置・役割
- 必要な組織の整備等
- 区民会議

### 第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等

#### 1 情報共有による自治運営(第23～27条)

- 情報提供
- 情報公開
- 個人情報保護
- 会議公開
- 情報共有の手法等の整備

#### 2 参加及び協働による自治運営(第28～32条)

- 多様な参加の機会の整備等
- 審議会等の市民委員の公募
- パブリックコメント手続
- 住民投票制度
- 協働推進の施策整備等

#### 3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

自治推進委員会

## 2 自治の将来・かわさきの未来

### ①「人口減少時代」にどうソフト・ランディングするか

- 政策選択の時代—「あれもこれも」から「あれかこれか」へ  
→「ムダの見直し」でなく、「優先度の選択」に
- プロセスから**成果**へ、行政の成果から**生活の成果**へ
  - ・「プロセス」志向：手続は正しい、住民参加を丁寧にやった
  - ・「行政の成果」志向：〇〇億円かけた、〇〇施設をつくった
  - ・「生活の成果」志向：待機児童が〇人減った、満足度が〇%アップした
- 「予算」発想から、「**政策資源**」発想へ  
～政策資源＝財源、権限、人材、情報→的確な組み合わせを
- ますます重要になる「**マニフェスト**」  
～成果志向の導入、政策論議の活性化、政治家の政策責任



## ②決断型リーダーか、調整型リーダーか —「決められる政治」はこわい？

- 日本の地方自治の特徴＝二元代表制(首長制)  
＝執行機関の長を直接選挙する、二つの代表機関が並立  
⇔英国:カウンスル制(議員が行政各部を指揮)
- デモクラシーのタイプの違い
  - ・首長＝リーダーシップ型デモクラシー
  - ・議会＝熟議型デモクラシー→両方のデモクラシーが相まって自治体運営が円滑化
- 首長のタイプ ～川崎市長はどのタイプ？
  - ・決断型リーダー
  - ・調整型リーダー
  - ・殿様型リーダー～決断型が注目されがちだが、多様な利害・価値観の調整も重要

### ③プロ型議会かアマ型議会か —川崎に必要なのはどっち？

#### ●「議会不要論」の高まり

←何をしているかわからない、政務活動費をムダ使い、政策力が乏しい(追認機関にすぎない)

#### ●プロフェッション型議会とアマチュア型議会を選択できる制度を

- ・プロ型＝政策形成に重点、専門前提、所得保障、定数抑制
  - ・アマ型＝行政統制に重点、兼業前提、夜間等開催、名誉職
- \* 選挙制度～大選挙区見直し、サラリーマン・公務員の立候補

#### ●「質疑主義」から「相互討論主義」へ

- ・当局への質疑が中心←議院内閣制の誤解
- ⇒議員相互の議論(熟議)こそ重要

#### ●「拒否する権力」として存在感発揮⇒「価値を生む権力」へ

## ④行政区の個性と自主性

### ー川崎は「地域連合都市」になれるか

#### ●川崎は「地域連合都市」をめざすか

- ⇐ ・145万人は「自治の単位」としては大きすぎる
- ・7つの区は多様、個性的

#### ●川崎市取り組み

- ・自治基本条例で区の役割等を規定(2005年)
- ・行政区長への民間人登用(2005年)
- ・川崎市市民会議条例施行(2006年)

#### ●「区」の自立性・独自性と「市」の統合性・代表性

- ・市全体の統合性・一体性を損なわないか
- ・市長・議会の代表性・政策責任を損なわないか

⇒ 条例で区のあり方を決める、区長の特別職化・公選制？



## ⑤100年計画のまちづくり？

—個性と風格のある都市をつくれるか

### ●まちづくりには**時間**がかかる？

—スピードと効率を追求しすぎた  
日本

### ●**個性とゆとり**のない日本社会

—ワークライフバランス  
～背景としての社会保障

英国チェスターと  
新百合ヶ丘

### ●若いまち・**かわさき**

—100年の歴史をつくれるか

